

国庫補助負担金改革に関する提言

国庫補助負担金改革にあたっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、廃止・一般財源化すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。なお、国庫補助負担金の廃止等に伴う税財政措置を必ず講じること。

2. 国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁など、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担金改革は、断じて行わないこと。

また、社会経済の実態に即した補助単価、補助対象等の見直しを行い、都市自治体の財政運営に支障を生じさせることのないよう超過負担の解消や手続きの簡素化、早期交付を図ること。

3. 国庫補助金等の一括交付金化

(1) 国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分に向けた税源移譲までの過渡的措置とすること。

(2) 地方の自由度が拡大することを前提とし、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な補助金は対象外とすること。

(3) 総額については現行の補助金等総額を縮減することなく確保するとともに、配分については、その額の根拠の明確化とあわせ、継続事業や団体間・年度間の変動、事業ニーズ等の地方の実情に配慮すること。

(4) 国の事前事後の関与は極力廃止・縮小するとともに、制度導入後における地方負担については、個別の都市自治体において必要とする事業の執行に支障が生じないように、地方債資金の確保など、万全の措置を講じること。

(5) 地方交付税制度との整合性にも留意し、「国と地方の協議の場」において十分な協議を行い、地方との合意形成を最優先して制度設計を行うこと。

4. 国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう負担軽減と一層の弾力化を図ること。